

議案第66号

阿見町下水道条例の一部改正について

阿見町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町下水道条例の一部を改正する条例

阿見町下水道条例(昭和58年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(他の地方公共団体への区域外流入)

第16条の3 町長は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、町内に居住する者が直接他の地方公共団体の公共下水道に下水を排除すること(以下「他地方公共団体区域外流入」という。)を認めることができる。

- 2 町長は、前項の他地方公共団体区域外流入をする場合は、当該流入に係る区域、分担金その他必要な事項について、流入先の地方公共団体と協議しなければならない。
- 3 受益者は、原則として次に掲げる流入先の公共下水道ごとに定める1平方メートル当たりの単位負担金額に土地の面積を乗じて得た額を分担金として負担しなければならない。

流入先の公共下水道	1平方メートル当たりの単位負担金額
牛久市公共下水道	1,020円

- 4 前項の規定による分担金の算定に係る土地の面積については、前条第4項後段の規定を準用する。この場合において、「区域外流入」とあるのは、「他地方公共団体区域外流入」と読み替えるものとする。
- 5 前2項の規定による分担金の賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料については、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の規定による受益者負担金の賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町下水道条例新旧対照表

現行	改正後	備考				
	<p><u>(他の地方公共団体への区域外流入)</u></p> <p><b>第16条の3</b> <u>町長は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、町内に居住する者が直接他の地方公共団体の公共下水道に下水を排除すること（以下「他地方公共団体区域外流入」という。）を認めることができる。</u></p> <p>2 <u>町長は、前項の他地方公共団体区域外流入をする場合は、当該流入に係る区域、分担金その他必要な事項について、流入先の地方公共団体と協議しなければならない。</u></p> <p>3 <u>受益者は、原則として次に掲げる流入先の公共下水道ごとに定める1平方メートル当たりの単位負担金額に土地の面積を乗じて得た額を分担金として負担しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1028 683 1881 802"> <thead> <tr> <th data-bbox="1028 683 1453 762">流入先の公共下水道</th> <th data-bbox="1453 683 1881 762">1平方メートル当たりの 単位負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1028 762 1453 802">牛久市公共下水道</td> <td data-bbox="1453 762 1881 802">1,020円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>前項の規定による分担金の算定に係る土地の面積については、前条第4項後段の規定を準用する。この場合において、「区域外流入」とあるのは、「他地方公共団体区域外流入」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定による分担金の賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料については、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例の規定による受益者負担金の賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料の例による。</u></p>	流入先の公共下水道	1平方メートル当たりの 単位負担金額	牛久市公共下水道	1,020円	
流入先の公共下水道	1平方メートル当たりの 単位負担金額					
牛久市公共下水道	1,020円					

## 議案第66号 説明資料

### 【条例改正の概要】

牛久市が管理する公共下水道への区域外流入を予定しているが、この区域外流入に伴い、牛久市へ負担する受益者分担金について、阿見町が使用者から賦課・徴収することを規定する必要があることから、阿見町下水道条例を改正するものである。